



しあわせ
信州

労働ながの

2023

12月

NO.565

長野県 最低賃金のお知らせ



長野県の事業所で働く全ての労働者に適用される最低賃金が、令和5年10月1日から時間額**948円**に改正されました。なお、下記の産業で働く労働者にはそれぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。（それぞれの最低賃金の効力発生日にご注意ください。）



令和5年度 長野県最低賃金ポスターデザインコンテスト
長野労働局長賞 飯山市 上松 美月さんの作品

対象業種	時間額 (令和4年改正額)	発行年月日
計量器等製造業	983円 (945円)	令和5年12月24日
はん用機械器具等製造業	994円 (956円)	令和5年12月20日
各種商品小売業	950円 (910円)	令和5年12月31日

※ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は、最低賃金の対象とはなりません。
※ 最低賃金を一定額以上に引き上げを行った中小企業・小規模事業者への支援制度として、「業務改善助成金」を用意しております。

詳しくは、長野労働局ホームページをご覧ください。

長野労働局

検索

最低賃金とは…



業務改善助成金



お問い合わせは、最寄りの労働基準監督署 又は 長野労働局 労働基準部 賃金室 (026-223-0555) へ

令和5年年末一時金要求・妥結状況

労働雇用課では、県内の民間労働組合を対象に「年末一時金要求・妥結状況調査」を実施しております。令和5年11月20日現在でまとめた調査結果（第1報）の概要は、次のとおりです。

調査対象420組合のうち111組合から県に一時金要求の報告があり、そのうち108組合から妥結の報告がありました。

平均要求額は、2.39か月分の638,841円となり、前年同期（令和4年11月20日現在）と比べ金額では13,618円減少し、月数では0.11か月下回りました。

平均妥結額は、2.13か月分の572,097円となり、前年同期（令和4年11月20日現在）と比べ金額では7,740円減少し、月数では0.08か月下回りました。

また、企業規模別の状況をみると、従業員300人未満規模の平均妥結額は494,122円（月数1.96か月）、300～999人規模は627,598円（2.24か月）、1,000人以上規模は667,041円（2.28か月）となりました。

区 分	要 求					妥 結			
	平均年齢	平均賃金	組合数	平均要求額	平均要求月数	組合数	平均妥結額	平均妥結月数	
調 査 計 (R5.11.20現在)	歳	円	組合	円	か月	組合	円	か月	
	40.7	267,783	111	638,841	2.39	108	572,097	2.13	
企業規模別 状 況	300人未満	40.8	250,908	54	563,807	2.25	52	494,122	1.96
	300～999人	40.3	277,813	33	686,008	2.47	32	627,598	2.24
	1000人以上	41.3	291,960	24	742,814	2.54	24	667,041	2.28
前年同期 (R4.11.20)	40.7	261,471	109	652,459	2.50	105	579,837	2.21	

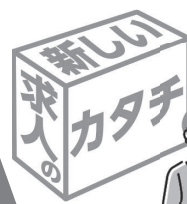
(注) 1 要求・妥結状況は、単純平均によるものです。

2 平均妥結月数は、妥結組合の平均賃金に対するものです。



奨学金返還支援制度

導入企業募集



支援を活用して人材確保。

ひとりあたり年額

最大10万円
サポート

県の制度を活用して、奨学金返還支援制度を導入しませんか？

概 要

- ・従業員への奨学金返還支援制度を設ける県内企業に対して、負担額の一部を助成する事業を今年度（令和5年4月）から始めています。
- ・県内に本社等を置く中小企業等で、国・県が働きやすい企業に対して認証している制度を取得している企業が対象となります。
- ・従業員の奨学金返済に対して企業が負担した額の1/2（1人あたり年額10万円上限）を補助します。

◆◆すでに奨学金返還支援制度を導入している企業を県の専用サイトで紹介しています◆◆

掲載を希望される企業は長野県産業労働部労働雇用課

（☎026-235-7118）へご連絡ください。

サイトURL：www.shukatsu-nagano.jp/scholarship-student

専用サイトQRコード



奨学金返還支援制度の導入に関するお問合せ・相談先

制度導入に向けた規程の作成に関するアドバイスや導入事例の紹介など、「職場環境改善アドバイザー」（業務委託先）が対応いたしますので、お気軽にご相談ください。また、県の認証制度「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証取得に向けた支援も行っております。

イーキュア株式会社

（令和5年度 選ばれる職場づくり推進事業委託者）

☎ 0120-640-234

✉ syokuba@ecure.co.jp

補助金に関するお問合せ

長野県庁 産業労働部労働雇用課

☎ 026-235-7118

✉ rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

日本語教師・日本語教育機関と企業をつなぐ 「しんしゅう日本語教育等人材バンク」を活用しませんか？

長野県内には約38,000人の外国の方々暮らししており、県内で働く方も、増えてきています。

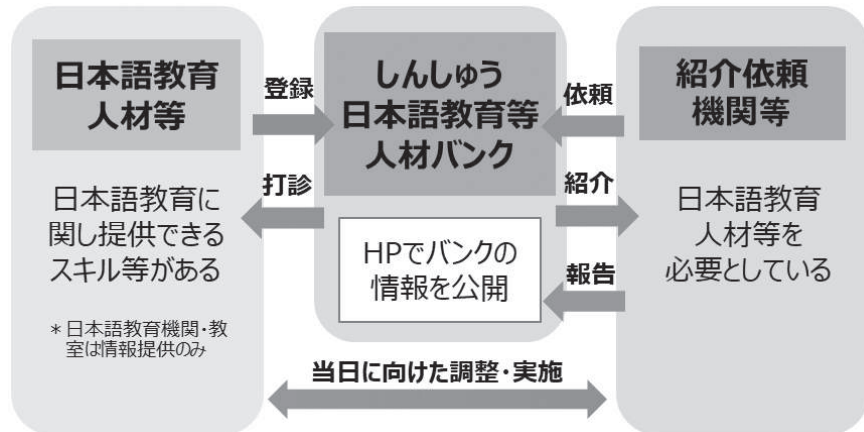
外国人従業員の日本語教育で困っていることはありませんか。

「しんしゅう日本語教育等人材バンク」は、企業のみなさまに、長野県で活動する日本語教師・日本語教育機関等をご紹介します。

登録者数
158名
2023.11.28現在
延べ人数



マッチングまでの流れ



企業様とのマッチング事例

依頼元：企業（不動産業）
依頼内容：外国人従業員への日本語指導
結果：日本語教師1名を紹介

登録者の声

「企業・団体様の要望に合わせたカリキュラム開発と実施、日本語教育人材の育成研修も可能です。（日本語教師）」

依頼方法

登録人材の紹介を希望する方は、県ホームページに掲載されている登録人材一覧を確認のうえ、原則として紹介を希望する日の3週間前までに必要書類（様式6及び関連書類）を郵送またはながの電子申請サービスからご提出ください。

事前にご相談いただくと、スムーズに進めることができます。お気軽にお問い合わせください。

県公式HPはこちら



「やさしい日本語」を使ってみませんか ～国籍を問わない“易しく”“優しい”日本語～

「やさしい日本語」とは、外国人にも伝わりやすいよう配慮した簡単な日本語です。ちょっとした心がけでコミュニケーションがスムーズになります。子どもから高齢者まで、外国人にも日本人にも役立つ「やさしい日本語」を使ってみましょう。

「やさしい日本語」についてはこちら



「やさしい日本語」のポイント

はさみの法則

はつきり	「結構です／いいです」「たぶん／もしかしたら／おそらく」などあいまいな表現は使わない。
最後（さいご）まで	「できなくはないですが。」など文末をにごす表現は使わない。この場合は、なぜできないのか最後まで言う。
短（みじか）く	〇〇であり、□□なので、△△です。→ 〇〇です。□□です。だから、△△です。言いたいことは1文に1つ。

他にも、こんな工夫ができます。

- オノマトペ（キラキラ、ごしごし など）は使わない
- ふりがなを付ける
- よく使うことばはそのまま使って、説明を付ける
- 文末は「です」「ます」にそろえる
- 謙譲語・尊敬語は使わない
- …など

長野県外国人材受入企業サポートセンター主催

『外国人材活用セミナー』を開催します！

「外国人材の受入れに関心はあるけれど、よくわからない」「外国人留学生が面接に来たけれど、このまま採用していいのだろうか」など、外国人材の受入れに関心があり理解したいと感じている県内企業・団体の皆様を対象に、在留管理制度や雇用のルールに関する情報提供を行う外国人材活用セミナーを開催します。

テーマ「特定技能制度について・技能実習制度の今後について」

日時：令和6年1月16日（火）
午後1時から4時まで

会場：長野県松本合同庁舎 502号会議室
（長野県松本市島立1020）

対象：長野県内の企業・団体

定員：20企業・団体（先着順）
定員なしのWEB会議形式（Microsoft Teams）でもご参加いただけます。

申込み方法：長野県外国人材受入企業サポートセンターWEBサイトもしくはFAXにてお申込みください。
<https://nagano-gaisapo.org/>

サポートセンターWEBサイトはこちら

お問合せ先：長野県外国人材受入企業サポートセンター
電話 026-217-1471 FAX 026-217-1472

参加は
無料です



「個別労働紛争あっせん制度」周知月間の活動を行いました！

長野県労働委員会では「個別労働紛争あっせん制度」により働く皆さんと事業主とのトラブルの解決をお手伝いしています。県では毎年10月を本制度の周知月間とし、各種啓発活動を行っています。今年も様々なPR活動を実施しました。

○主な実施内容

- ①長野駅、松本駅前での街頭啓発活動
（啓発物品としてウェットティッシュ・ポケットティッシュを配布）
- ②長野市及び松本市で労働相談会を開催
- ③県庁及び県内の4合同庁舎に周知・啓発コーナーを設置
- ④労政事務所の労働講座におけるあっせん制度の周知・PR
- ⑤ラジオ番組への出演
- ⑥広報誌・機関紙等へのPR記事の掲載

○個別労働紛争あっせん制度とは

働く皆さんと事業主との間に生じた労働条件等のトラブルについて、当事者からの申請に基づき労働問題に関し豊富な知識を有するあっせん員が、双方の話をお聞きし、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。まずは、県下4か所の労政事務所、もしくは労働委員会事務局にご相談ください。



労働委員による街頭啓発の様子（長野駅前）



掲示したポスター

相談・あっせんの秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

長野県労働委員会事務局（長野県庁8階）

Tel 026-235-7468 E-mail roi@pref.nagano.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp/roi/kensei/soshiki/soshiki/kencho/roi/index.html>



労働ながの 編集・発行：長野県産業労働部労働雇用課

HPにも掲載中

労働ながの

検索

電話 026-235-7119 Eメール：rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

「労働ながの」に対するご意見、ご希望、ご感想をお待ちしております！